

<p style="text-align: center;"><b>国务院办公厅关于印发降低社会保险费率综合方案的通知</b> 国办发〔2019〕13号</p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：</p> <p>《降低社会保险费率综合方案》已经国务院同意，现印发给你们，请认真贯彻执行。</p> <p>降低社会保险费率，是减轻企业负担、优化营商环境、完善社会保险制度的重要举措。各地区各有关部门要以习近平新时代中国特色社会主义思想为指导，全面贯彻党的十九大和十九届二中、三中全会精神，坚持稳中求进工作总基调，坚持新发展理念，统筹考虑降低社会保险费率、完善社会保险制度、稳步推进社会保险费征收体制改革，密切协调配合，抓好工作落实，确保企业特别是小微企业社会保险缴费负担有实质性下降，确保职工各项社会保险待遇不受影响、按时足额支付。</p> <p style="text-align: right;">国务院办公厅 2019年4月1日</p> <p>（此件公开发布）</p> <p style="text-align: center;"><b>降低社会保险费率综合方案</b></p> <p>为贯彻落实党中央、国务院决策部署，降低社会保险（以下简称社保）费率，完善社保制度，稳步推进社保费征收体制改革，制定本方案。</p> <p><b>一、降低养老保险单位缴费比例</b></p> <p>自2019年5月1日起，降低城镇职工基本养老保险（包括企业和机关事业单位基本养老保险，以下简称养老保险）单位缴费比例。各省、自治区、直辖市及新疆生产建设兵团（以下统称省）养老保险单位缴费比例高于16%的，可降至16%；目前低于16%的，要研究提出过渡办法。各省具体调整或过渡方案于2019年4月15日前报人力资源社会保障部、财政部备案。</p>	<p style="text-align: center;"><b>国务院办公厅《社会保险费率引き下げ総合方案》印刷・公布に関する通知</b> 国办发〔2019〕13号</p> <p>各省・自治区・直辖市人民政府、国务院各委员会・各直属機構：</p> <p>《社会保险费率引き下げ総合方案》は、国务院がすでに同意したため、ここに印刷・公布するので真摯に徹底・執行されたい。</p> <p>社会保险率の引き下げは、企業負担を軽減・ビジネス環境を最適化・社会保险制度を完備する重要な措置である。各地区・各関連部門は、「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」を指導として、中国共産党の第十九回全国代表大会および十九期二中・三中全会の主旨を全面的に徹底し、「稳中求進」業務の全体的基調を堅持し、新たな発展理念を堅持し、社会保険料率の引き下げ・社会保険制度の完備・社会保険料徴収体制改革の穏当な推進を統一的に考慮し、緊密に協同・協力し、業務実施を堅実にいき、企業、特に微小企業の社会保険納付負担の実質的軽減を保証し、従業員の種類社会保険待遇に影響を与えず、期限通りに満額を支払うことを保証しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">国务院办公厅 2019年4月1日</p> <p>（公开发行文書）</p> <p style="text-align: center;"><b>社会保険料率引き下げ総合方案</b></p> <p>中国共産党中央委員会・国务院の政策決定・手配を徹底・実行し、社会保険料率を引き下げ、社会保険制度を完備し、社会保険徴収体制改革を穏当に推進するため、本方案を制定する。</p> <p><b>一、養老保険の単位納付比率の引き下げ</b></p> <p>2019年5月1日より、都市従業員基本養老保険（企業および機關事業單位の基本養老保険を含む、以下「養老保険」）の単位納付比率を引き下げる。各省・自治区・直辖市および新疆生産建設兵団（以下「省」）の養老保険の単位納付比率が16%を上回っている場合、16%まで引き下げることができる；現在16%を下回っている場合、移行方法を研究・提出しなければならない。各省の具体的な調整あるいは移行方案は、2019年4月15日までに人力资源社会保障部・財</p>
--	---

<p><b>二、继续阶段性降低失业保险、工伤保险费率</b></p> <p>自2019年5月1日起，实施失业保险总费率1%的省，延长阶段性降低失业保险费率的期限至2020年4月30日。自2019年5月1日起，延长阶段性降低工伤保险费率的期限至2020年4月30日，工伤保险基金累计结余可支付月数在18至23个月的统筹地区可以现行费率为基础下调20%，累计结余可支付月数在24个月以上的统筹地区可以现行费率为基础下调50%。</p> <p><b>三、调整社保缴费基数政策</b></p> <p>调整就业人员平均工资计算口径。各省应以本省城镇非私营单位就业人员平均工资和城镇私营单位就业人员平均工资加权计算的全口径城镇单位就业人员平均工资，核定社保个人缴费基数上下限，合理降低部分参保人员和企业的社保缴费基数。调整就业人员平均工资计算口径后，各省要制定基本养老金计发办法的过渡措施，确保退休人员待遇水平平稳衔接。</p> <p>完善个体工商户和灵活就业人员缴费基数政策。个体工商户和灵活就业人员参加企业职工基本养老保险，可以在本省全口径城镇单位就业人员平均工资的60%至300%之间选择适当的缴费基数。</p> <p><b>四、加快推进养老保险省级统筹</b></p> <p>各省要结合降低养老保险单位缴费比例、调整社保缴费基数政策等措施，加快推进企业职工基本养老保险省级统筹，逐步统一养老保险参保缴费、单位及个人缴费基数核定办法等政策，2020年底前实现企业职工基本养老保险基金省级统收统支。</p> <p><b>五、提高养老保险基金中央调剂比例</b></p> <p>加大企业职工基本养老保险基金中央调剂力度，2019年基金中央调剂比例提高至</p>	<p>政部に報告・備案する。</p> <p><b>二、失業保険・労災保険料率の段階的引き下げの継続</b></p> <p>2019年5月1日より、失業保険の合計料率1%を実施している省は、失業保険料率の段階的な引き下げ期限を2020年4月30日まで延長する。2019年5月1日より、労災保険料率の段階的引き下げ期限を2020年4月30日まで延長し、労災保険基金の累計残高で18～23ヶ月分を支払うことができる統一計画地区は、現行の料率を基礎として20%下方調整することができ、累計残高で24ヶ月以上分を支払うことができる統一計画地区は、現行の料率を基礎として50%下方調整することができる。</p> <p><b>三、社会保険納付基数政策の調整</b></p> <p>就業者平均賃金の計算範囲を調整する。各省は、本省の都市非私营单位の就業者平均賃金および都市私营单位の就業者平均賃金を加重計算した全都市单位就業者平均賃金により、社会保険個人納付基数の上下限を計算・確定し、一部の社会保険加入者および企業の社会保険納付基数を合理的に引き下げなければならない。就業者平均賃金の計算範囲の調整後、各省は基本養老金計算支給方法の移行措置を制定し、定年退職者の待遇水準の安定的連動を保証しなければならない。</p> <p>個人事業者および変形労働時間制の就業者の納付基数政策を完備する。個人事業者および変形労働時間制の就業者が企業従業員基本養老保険に参加する場合、本省の全都市单位就業者平均賃金の60%～300%の間で適当な納付基数を選択することができる。</p> <p><b>四、養老保険の省級統一計画の迅速な推進</b></p> <p>各省は、養老保険の単位納付比率の引き下げ・社会保険納付基数政策の調整などの措置を組み入れ、企業従業員基本養老保険の省級統一計画の推進を加速させ、養老保険の保険加入納付料・単位および個人納付基数の計算確定方法などの政策を段階的に統一し、2020年末までに企業従業員基本養老保険基金の省級統一受領・支給を実現させなければならない。</p> <p><b>五、養老保険基金中央調整比率の引き上げ</b></p> <p>企業従業員基本養老保険基金中央調整の程度を増大させ、2019年の基金中央調整比</p>
---	--

3.5%，进一步均衡各省之间养老保险基金负担，确保企业离退休人员基本养老金按时足额发放。

#### 六、稳步推进社保费征收体制改革

企业职工基本养老保险和企业职工其他险种缴费，原则上暂按现行征收体制继续征收，稳定缴费方式，“成熟一省、移交一省”；机关事业单位社保费和城乡居民社保费征管职责如期划转。人力资源社会保障、税务、财政、医保部门要抓紧推进信息共享平台建设等各项工作，切实加强信息共享，确保征收工作有序衔接。妥善处理好企业历史欠费问题，在征收体制改革过程中不得自行对企业历史欠费进行集中清缴，不得采取任何增加小微企业实际缴费负担的做法，避免造成企业生产经营困难。同时，合理调整2019年社保基金收入预算。

#### 七、建立工作协调机制

国务院建立工作协调机制，统筹协调降低社保费率和社保费征收体制改革相关工作。县级以上地方政府要建立由政府负责人牵头，人力资源社会保障、财政、税务、医保等部门参加的工作协调机制，统筹协调降低社保费率以及征收体制改革过渡期间的工作衔接，提出具体安排，确保各项工作顺利进行。

#### 八、认真做好组织落实工作

各地区各有关部门要加强领导，精心组织实施。人力资源社会保障部、财政部、税务总局、国家医保局要加强指导和监督检查，及时研究解决工作中遇到的问题，确保各项政策措施落到实处。

率を3.5%まで引き上げ、各省間の養老保険基金の負担をさらに均衡化し、企業定年退職者基本養老金の期限通りの満額支給を保証する。

#### 六、社会保険料徴収体制改革の穏当な推進

企業従業員基本養老保険および企業従業員のその他保険種目の納付料は、原則として暫時、現行の徴収体制に基づき徴収を継続し、納付方式を安定化させ、「条件が整った省から順次移行」を行う；機関事業単位の社会保険料および都市農村居住者の社会保険徴収管理の職責は期限通り移管する。人力資源社会保障・税務・財政・医療保険部門は、情報共有プラットフォームの構築などの各種業務を確実に推進し、情報共有を適切に強化し、徴収業務の秩序立った連動を保証しなければならない。企業の過去の納付不足問題を適切に処理し、徴収体制改革の過程において企業の過去の納付不足に対して自ら集中清算・完納を行ってはならず、微小企業の実際の納付負担を増加させる方法は一切講じてはならず、企業に生産経営の困難をもたらすことを回避しなければならない。同時に、2019年の社会保険基金収入予算を合理的に調整する。

#### 七、業務協同メカニズムの構築

國務院は、業務協同メカニズムを構築し、社会保険料率の引き下げおよび社会保険料徴収体制改革の関連業務を統一計画のうえ協同する。県級以上の地方政府は、政府の責任者が主導、人力資源社会保障・財政・税務・医療保険などの部門が参加する業務協同メカニズムを構築し、社会保険料率の引き下げおよび徴収体制改革の移行期間の業務連動を統一計画のうえ協同し、具体的な計画を提出し、各業務のスムーズな進行を保証しなければならない。

#### 八、業務の真摯かつ適切な実施

各地区・各関連部門は、指導を強化し、周到かつ組織的に実施しなければならない。人力資源社会保障部・財政部・税務総局・国家医療保険局は、指導および監督検査を強化し、適時、業務中に遭遇した問題を研究のうえ解決し、各政策措置の実務への落とし込みを保証しなければならない。